

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成28年12月13日(火)
午前10時42分～午前11時6分
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 小野 泰弘 副委員長 荒川 洋平
委員 菅原 和子 委員 村上 久仁
委員 山田龍太郎 委員 小野寺美穂
- 4 委員外議員 3名
議長 郷内 良治 副議長 菊地 忍
議員 大友 康信
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 長 今野 博幸
次長兼議事調査係長 加藤 勤
主幹兼庶務係長 針生 明美
- 7 傍聴者 なし
- 8 付議事件
 - 1 議会の運営に関する事項について
(1) 追加議案の取り扱いについて
 - 2 議長の諮問に関する事項について
(1) 陳情の取り扱いについて

午前10時42分 開会

○委員長（小野泰弘） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておりますので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで書記より報告をいたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） 前回、12月6日開催の議会運営委員会の_____

_____、

発言取り消しをして会議録に残さないよう申し入れるものです。

○委員長（小野泰弘） ただいま書記より説明をいたさせましたが、会議録に残さないようにとのことで削除の要請ですが、委員各位からご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） お諮りいたします。12月6日開催の議会運営委員会会議録中、12月5日開催の会派代表者会議での内容を削除することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

それでは、議事に入ります。

議会の運営に関する事項について（1）追加議案の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） それでは、追加議案の取り扱いについて御説明いたします。次第書の1ページをごらん願います。

追加議案の件名ですが、議案第141号 工事請負契約の締結について（閑上小塚原線道路改良工事その2）です。内容は、ゆりあげ港朝市そばの広浦橋から仙台東部道路名取インターチェンジまでの区間に道路を新設する工事です。その1は先に議決をしている鍋沼堀にかかる橋梁工事と広浦橋付近の道路を拡幅するための改良工事でしたが、その2は、県道塩釜亘理線を横断する高架の橋梁新設工事と道路改良工事の区間925.1メートルの工事です。

入札は11月17日に行われ、9億3,312万円で東鉄工業株式会社東北支店が落札しております。

次に、議案第142号 工事請負契約の締結について（閑上南北線道路築造工事）です。閑上南北線は、旧閑上公民館から小塚原の市民墓地予定地を通り美田園地区までの道路であり、市道小塚原中央線から南に900メートル、幅員11.5メートルの道路築造工事です。入札は11月17日に行われ、2億8,836万円で株式会社ワタケンが落札しております。

次に、議案第143号 工事請負契約の締結について（北釜大橋橋梁工事（下部工））です。内容は、現在の北釜大橋の北側200メートルに新しく橋梁工事を行うものです。今回の工事は貞山堀の西側部分の橋梁下部工事になります。入札は11月17日に行われ、5億9,940万円で大豊建設株式会社東北支店が落札しております。

次に、議案第144号 平成28年度名取市一般会計補正予算（第8号）について主な部分を説明します。歳入は地方交付税、国庫支出金、繰入金で19億627万円増額補正となります。主な内訳は、平成29年度事業分として東日本大震災復興交付金が18億9,588万2,000円になります。閑上地区の戸建てと集合の復興公営住宅分と名取駅前地区市街地再開発事業分です。歳出は総務管理費の顧問弁護士委託料118万8,000円、東日本大震災復興交付金基金積立金18億9,588万2,000円、土木費中復興まちづくり事業費の川内沢川線物件移転補償調査委託料、北釜線物件移転補償調査委託料の920万円になります。

次に、追加議案の取り扱い案ですが、お手元に配付しております、資料1ペ

ージから3ページの議事日程第5号と議案の取り扱い案をあわせてごらん願います。まず、日程第20 議案第136号 平成28年度名取市下水道事業等会計補正予算（第2号）の採決の後、追加議案4カ件を一括上程し、市長より提案理由の説明を求めます。

その審議方法ですが、議案第141号から議案第144号の追加議案につきまして、担当部長より補足説明を受けます。質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。採決の方法につきましては、起立採決とする案です。

また、日程第25号 議会案13号 有害鳥獣（イノシシ）駆除に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書については、質疑、討論を省略し簡易採決とするものです。

追加議案の取り扱いに係る説明は、以上になります。

○委員長（小野泰弘） ただいま追加議案の取り扱いについて書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） お諮りいたします。追加議案の取り扱いにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取り扱いにつきましてはそのように決定いたしました。

次に、議長の諮問に関する事項について（1）陳情の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） それでは、陳情第21号 名取市議会本会議場における車椅子使用者の傍聴環境についての陳情を読み上げます。

陳情第21号 名取市議会本会議場における車椅子使用者の傍聴環境についての陳情

1 陳情の要旨

車椅子利用者にとどまらず、障がい者や体に不自由を抱えている者が安心・安全に出入り可能な場所での本会議傍聴が可能となるよう、お取り計らいいただきますよう陳情いたします。

2 陳情の理由

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されたところであります。私ども「誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる名取刷新の会」は本市において障害者差別解消法を推進すべく、市内の障がい当事者及び支援者らが集まり、これまで集会や要望活動などをしてきました。

上記に関し、議会運営の審議過程及び採決を傍聴したいと強く願っております。しかしながら、名取市議会本会議場の傍聴席は階段を上っていくしかなく、審議を傍聴することが困難な状況下にあります。車椅子利用者にとどまらず、障がい者や体に不自由を抱えている者が安心・安全に出入り可能な場所での本会議傍聴が可能となるよう、お取り計らいいただきますよう陳情いたします。

平成28年11月30日

名取市手倉田字諏訪587番地の1

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる名取刷新の会

代表 今野 栄希

名取市議会 議長 郷内 良治 様

○委員長（小野泰弘） これより、陳情について委員各位の御意見をお伺いいたします。休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

【休憩中の概要】

○ 各委員から意見。

・法に基づいて、身体障がい者の方や体の不自由な方が、健常者の方と同じように生活していく環境を整えることは必要である。

・市議会傍聴の際に、車椅子による傍聴に支障を来した点が生じたのか。またインターネットによる議会中継を行っている。障がい者の方は議場に来るまでも大変であるが、直接議会に来て傍聴したいというニーズが多いのかについて調査が必要ではないか。

・今の議場の状況で、安全に出入り可能な場所での傍聴になると本会議場内に

入っての傍聴になるのか。本会議場は手狭だが仮に傍聴席を本会議場の一部に設けることが可能だとしてそのことを傍聴者は望んでいるのか。また傍聴席に車椅子を上げるということであれば、エレベーターの設置等大きな改修が必要になるので十分な検討が必要。

・障がい者の方も本会議を傍聴できる環境を整えることが、時代の流れである。議場の改修には専門家の意見も必要になるし、経費もかかることになる。早急に結論を出すのではなく十分な調査研究を行ってから、改修工事をしないとその後使用できない施設となるので、他市の議場を視察することも必要である。

・障害者差別解消法から議場の改修は必要であると考えますが、現状の議場を見ると難しい面がある。要望がある以上検討していくことが必要である。

・名取市議会傍聴規則第4条では、傍聴人は議場に入ることができないと規定されている。本会議場に傍聴席を設置することは難しいので、傍聴席の改修を行うことになる。エレベーター設置の陳情が出されており、検討をしてきた経過はある。以前に、車椅子を持ち上げて傍聴席に移動したこともあり、車椅子の方が傍聴に来た際の傍聴席までの移動を行う人員の確保やトイレに行くときの対応も必要になる。

(まとめ)

車椅子使用者の傍聴者がどのくらいいるのかの調査が必要ではとの意見、傍聴席の改修には専門家の意見も必要ではないかとの意見、他市の議場の状況を検討すべきとの意見が出された。また、現況においては、車椅子使用者の方を傍聴席まで移動するための人員の確保が必要になるとの意見が出されたことから、これらの意見をまとめて委員会調査報告書の作成を行うこととした。

午前11時 5分 再開

○委員長（小野泰弘） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情第21号に対する委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、委員会調査報告書案

の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。
なお、委員会調査報告書案については、次回委員会においてお示ししたいと思います。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって本日の議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時6分 散会

平成28年12月13日

議会運営委員会

委員長 小野 泰 弘